

株主各位

第30期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事 業 報 告

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
計算書類の個別注記表

(2019年7月1日から2020年6月30日まで)

当社は、第30期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.a-one-seimitsu.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社エーワン精密

事 業 報 告

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全社員の行動・判断基準とするべく「経営理念」「倫理規程」を定めて、全取締役及び使用人の意思の統一を図り、関係法令を遵守し社会に適合した行動をするための指針としている。
- ② 取締役会については、月に1回以上の頻度で、原則としてすべての取締役が出席し、関係法令、取締役会規程に準拠し、取締役の職務の執行が適切に行われているかを統制している。
- ③ 監査等委員会については、月に1回程度の頻度で開催し、監査等委員間の意思疎通を行うとともに、取締役の職務執行についての監査の有効性を確保している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体にて行い、「文書管理規程」に基づき、文書の種類により1年、5年、7年、10年、永久の保存年限を定め、必要に応じて隨時閲覧できるようにしている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理に関わる事項は、「リスク管理規程」に規定しており、リスク管理担当グループにおいて定期的にリスクの洗い出し、内容評価を実施し、代表取締役社長へ報告し、代表取締役社長は評価の分析を行い、対応方針を決定する。
- ② 日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が各業務グループ長へ報告をし、各業務グループ長が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに担当取締役へ報告し、必要に応じて取締役間で協議・対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会制度を採用し、取締役会における業務執行取締役等に対する監督を強化するとともに、規程により取締役会での専決事項を明確にすることで、日常的に必要である重要な業務執行の全部または一部を業務執行取締役等へ委任し、業務執行の意思決定の迅速性、業務執行の機動性を確保して、経営計画を達成する体制を整備する。
- ② 職務執行を迅速性、実効性のあるものとするために「業務分掌規程」「職務権限規程」により責任、権限を明確にして、業務遂行の円滑化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査等委員会と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査等委員会の管轄とし、監査等委員でない取締役からは独立した立場を確保する。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会に報告を行ったことにより不利な取扱いを受けることのないようにする。
- ③ 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、監査等委員会の職務の執行に関するものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

(7) 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、重要な意思決定や業務執行の状況を把握、監督するために、取締役会へ出席してその決議に参加し、必要に応じて重要な書類の閲覧、業務執行取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ② 監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて会社の状況、業務執行状況、意思決定の経緯、その他の事項についてその内容の報告を行い、監査等委員会の業務が実効性を伴い適切に行われるよう協力するものとする。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。
- ② 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、機能別および工程別に分類されたグループ長が、担当業務について各種法令・定款に適合し規程およびマニュアル等に準拠して、適切かつ効率的に遂行されているか日常的にモニタリングしております。その状況を内部監査担当と監査等委員会で意思疎通を図り協力して、内部統制上適正が監査してまいりました。

監査等委員会では、監査等委員会で決定した監査方針に基づき、当事業年度に実施された取締役会13回すべてに出席し、業務執行取締役等の職務執行・職務内容の適正性を監査し、重要な意思決定への決議を通じて監督機能を果たしました。また日常的なモニタリング以外に、年に1回定期的に実施する内部監査において、業務全般の適正性について監査しました。

会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

主な耐用年数

建物及び構築物 15～47年

機械装置 10年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産
(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,369,897千円
- (2) 圧縮記帳 過年度に取得した建物のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は6,097千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

3. 株主資本等変動計算書

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,000,000	—	—	3,000,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	600,752	—	—	600,752

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年9月21日 定時株主総会	普通株式	千円 167,947	円 70	2019年 6月30日	2019年 9月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	千円 239,924	円 100	2020年 6月30日	2020年 9月29日

4. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,974千円
棚卸資産評価損	17,298千円
退職給付引当金	112,686千円
役員退職慰労引当金	35,976千円
貸倒引当金	391千円
減価償却限度超過額	40千円
その他	1,636千円
繰延税金資産合計	171,001千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産の純額	171,001千円

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については余裕資金を元に一定の範囲内で安全性の高い金融商品や換金性のある金融商品を対象に、投資環境等を勘案し慎重に判断しております。

設備投資等に必要な資金は、原則として自己資金を充当し外部からの調達は考慮しておりません。外部からの調達の必要性が生じた場合は、その時点での検討いたします。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券につきましては、純投資による株式及び債券であり、市場価格による変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが1ヵ月程度の支払い期日のものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い営業債権について、管理グループで取引先ごとに販売状況を随時把握し、必要に応じて営業グループと連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、海外取引を含めすべての取引が円建てとなっており直接的に為替変動リスクを受けておりません。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、四半期ごとの決算で適正な評価を行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク

（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理グループで必要資金状況を随時把握し、手元流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

特にありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,866,762	6,866,762	—
(2) 受取手形	110,242	110,242	—
(3) 売掛金	231,301	231,301	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	101,081	101,081	—
資産計	7,309,388	7,309,388	—
(1) 未払金	62,605	62,605	—
(2) 未払法人税等	45,110	45,110	—
負債計	107,715	107,715	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価額によっております。

負債

- (1) 未払金、(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)
現金及び預金	6,866,762	—
受取手形	110,242	—
売掛金	231,301	—
合計	7,208,306	—

6. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	1,742円61銭
(2) 1株当たり当期純利益	66円58銭

(注)1. 当社は、2020年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	金額 (千円)
貸借対照表の純資産の部の合計額	8,361,891
普通株式に係る純資産額	8,361,891
普通株式の発行済株式数(株)	6,000,000
普通株式の自己株式数(株)	1,201,504
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	4,798,496

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	金額 (千円)
損益計算書上の当期純利益	319,497
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	319,497
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,798,496

7. 重要な後発事象

株式分割

当社は、2020年4月27日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨を決議し、2020年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割いたしました。

(1) 目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げるにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の割合及び時期

2020年6月30日（火曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を2020年7月1日付で、1株につき2株の割合で株式分割いたしました。

(3) 株式分割により増加する株式数

普通株式 3,000,000株

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

(5) 株式分割に伴う定款の一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年7月1日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更するものであります。

②定款変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能 株式総数は、 <u>9,600,000</u> 株とす る。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能 株式総数は、 <u>19,200,000</u> 株とす る。